

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第21号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「, 当該退職後」を「当該退職後」に, 「, 市長」を「市長」に, 「とする」を「」とし, 当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他別に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして別に定める職員が, 別に定めるところにより市長にその旨を申し出たときは, 当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め, 同条第8項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 附則第2項の改正規定 この規則の公布の日
- (2) 第11条第4項及び次項の改正規定 令和4年7月1日
- (3) 第11条第8項の改正規定 令和4年10月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の京都市職員退職手当支給条例施行規則第11条第4項の規定は, 令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の別に定める職員に該当するに至った者について適用する。

（行財政局人事部給与課）